

公嘱協会だより

# みちしるべ

No. **39**

2018 春号

発行：公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会



山口県立大学 北キャンパス  
2号館・4号館 平成28年度協会受託事業  
(平成29年2月登記)

## TOPIX

- 座談会：防府市 松浦正人市長をお迎えして
- 当協会の公益目的事業（災害等支援）への取り組み
- 活動報告 登記所備付地図作成作業  
社員業務研修会開催  
中公連研修会  
山林地図検討委員会
- 第6回通常総会開催
- 地積測量図の取扱いについて

ごあいさつ

「みちしるべ」No. 39 発刊にあたって

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
代表理事 八 田 廣



官公署担当者の皆様には、平素から協会業務にご理解をいただいておりますこと、この誌上ではありますが、厚く御礼申し上げます。

私は、昨年8月の通常社員総会におきまして代表理事に就任し、2期4年務められた渡邊前理事長から責務を引き継ぐこととなりました。これからも、皆様からのご期待にお応えし、ご信頼いただける協会運営に努めてまいりますので、平素と違わぬご支援の程、よろしくお願い致します。

さて、この度は、防府市・松浦正人市長と当協会役員の対談をお届けします。5期20年の長きにわたり市長の重責を務められた松浦市長から、貴重なお話を伺うことができましたので、是非ともご一読ください。併せて、直近の活動内容のご報告等をさせていただいておりますので、ご確認いただければ幸いです。

この「みちしるべ」により、皆様の協会業務へのご理解とご関心を深めていただき、忌憚のないご意見、ご要望等をお寄せいただきたいと存じます。

## 「公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」とは

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）は、国土の基本単位である個々の不動産（土地、建物）の権利範囲を明確にすることにより、不動産に係る不特定かつ多数の国民の権利の明確化に寄与することを目的とするとともに、公共の利益となる事業の速やかな安定および不動産取引の安全と円滑にも資することを目的とし、土地家屋調査士法に基づき、昭和61年1月14日、土地家屋調査士の専門能力を結合した社団法人として設立されました。平成23年には、山口県公益認定等審議会に公益認定基準を満たしていると認定された公益社団法人へと移行し、平成28年には30周年を迎えました。

公益社団法人である協会は、公益法人制度改革に対応し、平成23年には公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に定められた公益認定基準を満たしていると、山口県公益認定等審議会により認定された公益法人です。協会は、公益社団法人への移行に伴い、関係法令等の遵守に加え、下記の行動規範を明確にすることを基本としました。

### 1. 協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第4条の認定を受けた公益社団法人です。

- ・不動産に係る国民の権利の明確化に寄与いたします。
- ・官公署等による不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な実施に寄与いたします。
- ・土地の位置や筆界を明確にし、不動産取引の安全を図ることにより、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与いたします。

### 2. 協会の持つ専門家集団の組織力を最大限発揮いたします。

- ・山口県下全域を組織的にカバーしているため、土地家屋調査士が不在の地域において、公共事業に伴い大規模かつ大量に公共嘱託登記が発生しても、常に対応できる体制を整えています。
- ・事業を取り扱う適任の社員を複数選定し、相互点検を徹底しつつ処理をいたします。

### 3. 将来にわたり信用力、信頼性の維持・向上に努めます。

- ・協会は、永続性のある法人として、事業活動の継続性を担保いたします。
- ・大規模かつ大量、複雑困難な業務であっても完全な業務履行を保証いたします。
- ・万が一、過失等により損害が発生した場合、損害賠償や補償について組織的な対応が可能です。

### 4. 事業活動の透明性を担保いたします。

- ・山口県地方務局、及び監督官庁である山口県の監督の下に協会運営を行っています。
- ・ホームページ等において、協会の事業に関する情報公開を行っています。

# 当協会の公益目的事業（災害等支援）への取り組み

当協会では、阪神淡路大震災及び東日本大震災等の災害の教訓から、自然災害等で被災した自治体等から支援要請が行われた場合において、市民生活の復興・復旧に寄与するとしていますが、災害が発生する前の支援事業として、平成24年度に山口市、下松市、光市、田布施町、周防大島町の各公共施設を中心としたGPS測量機による海拔基準点測定事業を行い、海拔表示板設置事業のお手伝いをさせていただきました。また、平成25年5月27日、下松市と「災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定」を締結し、万が一、災害が発生した場合において、協定書に規定している以下5項目について当協会が支援するとし、協定を結んでいない県内市町からの支援要請にも対応することとしています。

- (1) 被災自治体が管理する公共施設等の被災状況の調査
- (2) 被災自治体が管理する公共施設等に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元
- (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、被災自治体の職員と連携した家屋調査に関すること
- (4) 登記・境界関係の相談窓口業務への人員支援
- (5) 前4項目に定めるもののほか、被災自治体および当協会が特に必要と認めるもの

一方、当協会は、平成21年9月には中国5県の公嘱協会によって構成されている「中国ブロック公嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会」と、平成23年8月には全国の公益社団法人公嘱協会によって構成されている「全国公嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会」と、それぞれ災害時支援協定を締結し、近隣だけではなく、遠方で発生した災害においても迅速に支援できる体制を整えております。

これらの支援事業や防災・減災対策について、当協会が積極的に行うことを明確にするために、監督庁である山口県に「自然災害等復興・復旧支援事業」を公益事業として追加する変更認定の申請を行い、平成29年10月に変更認定を受けました。今後、支援体制の構築のみならず、災害支援等に関する研修会の開催などを予定しています。

## 当協会が行った主な支援・事業活動など



平成23年3月11日東北地方太平洋地震（東日本大震災）被災地への支援物資供出  
(写真：平成23年3月16日（社）岩国青年会議所にて)



平成24年10月～12月  
山口県内3市2町海拔基準点測定事業  
(写真：山口市役所名田島地域交流センター前)



下松市との災害協定調印式  
(写真：平成25年5月27日下松市役所にて)



平成25年7月山口市、萩市、阿武町において発生した豪雨災害に対して各自自治体に義捐金を進呈  
(写真：平成25年10月15日阿武町役場にて)

# 活動報告

## 登記所備付地図作成作業



山口地方務局から平成 28・29 年度の地図作成作業として、長門市・仙崎地区を受託し、平成 29 年度（2 年目）作業である立会業務、一筆地測量、成果の縦覧等を行いました。

また、宇部市・東新川町地区で実施される平成 29・30 年度の業務を受託いたしました。基準点測量等（1 年目作業）を行い、平成 30 年度（2 年目）作業に向けて準備を進めています。（写真：長門市仙崎地区 縦覧会場入口）

## 平成 29 年度第 1 回社員業務研修会を開催



平成 29 年 11 月 7 日（火）、山口南総合センターにおきまして、全社員を対象とした第 1 回社員業務研修会を開催いたしました。

今回は、公益目的事業を行う上で官公署担当者の方々に提出する報酬額計算について、当協会が新しく導入したソフトウェアの使用方法、業務見積等で行う積算方法の確認を実例と演習を交えて行いました。

第 2 回は、平成 30 年 5 月 11 日（金）協会が行う災害等支援、公共財産と登記について、講師をお呼びする研修会を予定しています。

## 中公連研修会開催



当協会が加盟している中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会では、平成 29 年 3 月 3 日 岡山協会、平成 29 年 5 月 10 日 広島協会と、いずれも共催事業として研修会を開催いたしました。

岡山協会研修会では、早稲田大学法学部 教授・首藤重行氏による講演「公共財産と登記」（写真）、広島協会研修会では（公財）東京財団 政策研究 研究員兼政策プロデューサー・吉原祥子氏による講演「所有者不明土地を考える」をそれぞれ開催し、いずれも 100 名超の官公署担当者にご出席いただきました。

## 山林地図検討委員会

山林地図検討委員会では、①山林絵図の収集②収集した山林絵図の字の特定③字を特定した絵図を現在の地図へ落とし込む作業を行っています。

特に①山林絵図の収集につきまして、関係各位のご協力をいただき、予定していた地区での収集を、ほぼ完了いたしました。順次、②以降の作業を進めて参ります。



山林地図検討委員会では明治期に作成された山林絵図の情報を募集しております。所在の有無にかかわらず、どんな情報でも構いませんので当協会（Tel.083-923-5115）または、山口県土地家屋調査士会（Tel.083-922-5975）までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。



# 第6回通常総会開催

平成 29 年 8 月 25 日（金）山口南総合センター多目的ホールにおきまして、第 6 回通常総会を開催いたしました。

議事に先立ち、来賓として御出席された山口県土地家屋調査士会・杉山浩志会長から、御祝辞を賜りました。

今回の通常総会では、平成 28 年度事業報告・決算報告の承認、並びに当協会定款の変更が決議されました。また、任期満了に伴う役員改選を行い、新しい役員体制となりました。



<p><b>平成 29 年度新任役員</b></p> <p>監 事 久保真珠美（宇部地区） 予備監事 龍角信夫（周南地区）</p>	<p><b>退任した役員</b></p> <p>代表理事 渡邊英雅（山口地区） 監 事 河内正幸（岩国地区）</p> <p style="text-align: right;">※役職名は退任前のもの</p>
---	--

## 退任役員あいさつ

<p>渡邊英雅 （前代表理事）</p>	<p>このたびの通常総会をもちまして、2期4年務めてまいりました代表理事を退任いたしました。</p> <p>在任中大過なくその任を果たせましたのも、皆様方のひとかたならぬご厚誼の賜物と存じ、謹んで感謝申し上げます。</p> <p>後任には副理事長でありました八田廣が就任することとなりましたので、何卒倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>河内正幸 （前監事）</p>	<p>理事や協会の皆様との出会いはこれからの土地家屋調査士あるいは人としての財産となりました。大変ありがとうございました。</p>

## 新任役員あいさつ

<p>久保真珠美 （監事）</p>	<p>この度、監事に就任致しました久保と申します。監事という仕事は初めてですので、いささか不安に感じていますが、微力ながらお手伝いが出来ればと思っています。よろしくお願い致します。</p>
-----------------------	--

## 公益社団法人第4期 役職員体制～順不同、敬称略～

（任期：平成29年8月25日～平成31年8月・第8回通常総会終了まで）

理事長	代表理事 八田 廣		
副理事長	総務・経理統括 山根克彦	業務統括 山田篤志	業務担当 尾崎友浩
理事	総務担当 藤本精二	経理担当 林俊男	業務担当 平井敏生 富永 弘 古江直樹 百合野 崇
	事務局常勤 澤本貴裕		
監事	藤野洋一 久保真珠美（予備監事 龍角信夫）		
相談役	前理事長 渡邊英雅		
事務局	事務局長 小笠原純子 職員長 田良江		
顧問	弁護士 中山修身 税理士 塩見侃三		
	元理事長 竹内重信 元理事長 水津久太郎 元理事長 下野洋二		
嘱託登記アドバイザー			
岩国地区：田村直久 柳井地区：渋瀬清治 周南地区：林 弘 防府地区：松田光則 山口地区：渡邊英雅 萩地区：岡村 匠 宇部地区：高杉千河生 下関地区：清水浩二			

# 座談会：防府市 松浦正人市長をお迎えして



## 出席者

防府市長 松浦正人氏

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表理事 八田 廣

副理事長 山根 克彦 (総務・経理統括)

副理事長 山田 篤志 (業務統括)

協会理事 林 俊男 (防府地区 地区長)

防府地区社員 松田 光則 (嘱託登記アドバイザー)

防府地区社員 阿部 次男 (元・嘱託登記アドバイザー)

林 当協会理事で防府地区の地区長を務めさせていただいている林でございます。本日は、ご多忙であるにもかかわらず、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。また、平素から当協会の業務にご理解いただき、誠にありがとうございます。この度は、全国市長会の会長であり、5期20年の長きにわたり市長の重責を全うされておられる松浦市長から、当協会に対して、豊富なご経験を基にされたご助言やご提言をこの対談を通していただければ幸いです。お時間の許される限り、お付き合いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 地方創生について

八田 代表理事の八田です。本日は、よろしくお願いいたします。早速ですが、防府市では、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方創生に取り組んでこられていますが、まず、この総合戦略を策定された経緯をお聞かせください。



松浦 まず、国が平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行いたしました。これは、日本の人口が平成20年をピークに減少に転じ、今後、加速度的に減少すると推計されています。また、人口区分で見ると、0～14歳までとされる年少人口と生産年齢とされる15歳～65歳までとされる生産人口は減少していくのに対し、65歳以上の高齢人口は増加します。人口ピラミッドでいえば、「逆三角形」が進行していくということです。このことは、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や高齢人口の増加による社会保障費の増大など、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日本全体の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生

長期ビジョン」と、今後5年間の目標と施策の基本的方向や具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の克服と地方創生を併せて行うことによって、将来にわたって活力ある日本社会を維持することとしています。

本市においても、平成7年の国勢調査以降、人口は減少に転じており、国と同様、年少人口と生産年齢は減少し、高齢人口は増加すると推計されていることから、「防府市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少の克服と地域創生を併せて行うことにより、将来にわたって持続的に発展する地域社会を構築するための取り組みを推進するとの趣旨から、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

本市では、平成23年3月に「第四次防府市総合計画“防府まちづくりプラン2020”」を策定しており、この計画を進めていきました。これは、平成23年～平成32年までの10年間の計画期間としており、中間年度の平成27年に見直しを行いました。その見直しの際に、この「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を新たな項目のひとつとして定めました。「第四次防府市総合計画」は、本市の最上位計画になるので、この総合戦略も最上位計画のなかのひとつ、ということになります。

八田 「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の冊子を市のホームページで拝見いたしました。「ひと」を中心とした施策だと感じました。

松浦 この総合戦略の基本的な考え方は、防府市人口ビジョンによる3つの基本的視点から、「産み・育む」、「学ぶ」、「働く」、「住む」、「創る」といった5つの基本目標を設定して、好循環を形成していこうというものです。まずは地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」

をつくり、「まち」をつくる。この流れを確立して好循環させ、長期にわたって継続させていかなければなりません。そのためには、若い世代に対して安心して子どもを産み、育てる環境づくりなどの支援や、学校教育の充実など、次世代を担う人材の創出と育成をしつづけなければならないというのが第一だと考えます。



**林** 「地方創生」と一言でいうものの、大変ですよ。

**松浦** 安倍総理が一生懸命になって提唱されました。私は、全国市長会では会長になる前から役員をお引受けしていることから、

全国のいろいろなところに行かせていただきましたが、どこの自治体も懸命になって取り組んでおられます。その効果は、確かに上がってきていますが、景気の実感がないなどと報道され、なかなか表に出てくることはありません。株価も上がってきています。株などを持っていない人は、持っている人からの納税などにより、恩恵を受けることができます。地方に恩恵が少ないとも言われていますが、地方に生活困窮や貧困を理由としたホームレスが多数いるとか、窃盗や強盗などの犯罪発生率が高く、治安が悪いかと言えば、そうではありません。外国からみれば、驚くべき状況です。貧富の差も少ない。高級車に乗っている人もいれば、中古の軽自動車に乗っている人もいるでしょうが、同じ「自動車」なんです。雨露をしのいで楽に移動することができます。私は75歳で、戦中・戦後の厳しく、苦しい時を知っているからかもしれません。こんなに素晴らしいことはないと思います。

**松田** 私たちが小学生のころ、毎月500円か900円かの給食費を払っていましたが、女の子が「忘れました。」「忘れました。」と何回も言っていたのを覚えています。あれは、「忘れた」のではなく、「現金がない」ということだったのでしょ。



**松浦** 今、どういう状況かと言えば、どこの市も、大体1/4の子どもたちが就学援助を受けていて、給食費が無料となっています。昔と比べれば、恵まれた状況になっていると思います。私が子どもの時は、その日の食事は給食しか食べられず、朝は食べるものがない、晩は家に帰らないと食べるものがあるかどうかわからないという友達がありました。先日、小学6年生と中学2年生の皆さんと学校給食と一緒に食べる機会がありましたが、子どもから「市長さんが子どものころ、学校給食で何が一番好きでしたか。」と尋ねられました。そこで私は「好きとか嫌いとか、そんなことは考えたこともなかったよ。だって、その日の給食しか食べることができないお友達

がいたんだよ。」と返答しましたが、その返答に子どもたちは理解できなかったのかキョトンとしていたので、当時の状況を皆さんに説明しました。すると、学校の先生方は、その話をじっくりしながら聞かれています。

**阿部** 学校給食の話になると、世代間で大きく変わってきますね。私たちの世代は、脱脂粉乳でしたし。



**八田** 今では好きなものを訊くのではなく、アレルギーで食べられないものを訊くような時代になってしまいました。

## 行政改革・財政健全化

**山田** 地方創生のほかに、松浦市長は就任当初から行政改革、財政健全化にご尽力され、職員削減や外部への事業委託や発注、市債発行の抑制など、支出や債務の削減に取り組まれ、成果を上げられておられますが、これまでのご苦労など、お話いただけませんか。



**松浦** 二期目の選挙の時に、「松浦が当選したら学校給食がなくなる」と言われていました。(笑) 実際には、そのようなことは考えてもいませんでしたが、当選後、学校給食に携わる方々と団体交渉する機会があり、話をさせていただきました。この方々は外注や嘱託職員ではなく、防府市の列記とした地方公務員の方々でした。7月から8月の夏休み期間中、給食を作ることがないため、仕事がないのではないかと尋ねたところ、「朝、調理室の通気性を良くするために窓を開けて、夕方になって窓を閉める」と答えられました。それでは、民間など外部に任せたいと考え、この職については、退職不補充とすることとしました。結果、当時60人以上いた市職員は、現在では6、7人までになりました。ごみ収集や、し尿処理の職員についても、ごみ収集の職員については退職不補充とし、し尿処理の職員については、下水道化が進むにつれて人員に余剰が出てきますが、解雇するわけにはいかないので、ごみ収集の部署に配置転換を図りました。その他の部署に関しても、アウトソーシングできる業務はアウトソーシングしていきました。その結果、200人以上の人員削減を行うことができました。これでも、まだ足りない部分は多いのですが、市の財政は、就任当初、債務超過寸前だったものが、現在の市債残高は県内他市と比べても良好なものにまで持ち直してきました。そのため、120億円をかけて

ごみ焼却場を建設したり、50億円をかけてスポーツ施設を建設したり、「山頭火ふるさと館」なども建設することができました。残るは市役所の新庁舎建設となりましたが、これらの施設は、市の活性化に繋がるものとして建設しなければなりません。



**山根** 先日11月24日の定例記者会見では、5月に行われる予定である市長選挙への不出馬を表明されました。退任されるのはまだ先ではありますが、20年間務められた中での印象的なお話などがあればお聞かせください。

**松浦** 成果を上げているものとして、先程お話した財政改革もそうですが、防府市では、積極的な就労支援を行うことにより、生活保護受給者は全国でも最低レベルと言っていいほど少なくなっています。また、課題として残っているものとして、空家対策があります。これは、不動産を相続された方の登記に対する意識の低さや解体費の高騰などが要因としてあり、一筋縄ではいかない問題です。

私の任期中に実現しようと注力したもののの中に、市議会議員の定数削減があります。4期目を目指した平成22年の選挙公約として、当時の議員定数27人から13人に半減することを掲げました。選挙の結果、再選されたことから、市議会に定数削減案を提出しましたが、あっさり否決されました。それに業を煮やした市民団体の皆さんが、地方自治法に定められている人口10万人～20万人の都市の議会における議員の上限定数34名の半数である17人に削減する直接請求を行うとして、10月頃から署名活動を始められ、防府市民およそ36,000名もの署名を集められました。この数は、議会の解散請求や市長のリコール請求ができるほどものです。そして、平成23年1月に市長室に提出されました。これをうけて、私は議員定数を17人とする議案を3月の議会に提出しましたが、3月18日の委員会でのこの議案を否決するとの情報が耳に入ったため、17日に住民投票の発議などの対抗策や勝負手を講じる準備をしていました。ところが、3月11日に東日本大震災が勃発してしまいました。国民がこの国難に直面しているときに、「防府市の大義だ」として住民投票の発議などによって、一層の混乱を招いていいものか。私は、18日までの1週間、本当に悩み、苦しみました。その結果、否決を受け入れ、後日、時期を見て再度提出するという苦渋の決断をしました。そしてその年の9月に、議会の議員定数削減に対する不誠実な姿勢、市職員に対する不当要求に関する対策委員会設置の議案の否決などを受けて、市民に信を問うために、私は当時の市議会議長に辞表を提出しました。辞表は議長の手元で保

留されましたが、法律上、20日経過した時点で自動的に受理されて辞職となります。その期限間近になって、市議会議長から、議員定数の削減や不当要求対策について、議会でも真摯に対応するから辞職は思いとどまってもらえないかと説得されたため、私はその話を聞き入れて、辞表を取り下げました。現状は、平成24年7月に定数を27人から25人とする条例改正が行われましたが、それまでの2年間は死亡や県議会議員選挙の出馬などで欠員が出て24人で議会を回していたのだから、実質1増だと思っています。なので、根本的な定数の削減にはなっていないのではないかとと思っています。

## 市長の責務



**松浦** 私は平成29年6月から全国市長会の会長をさせていただいています。全国に814市区が存在し、その人口の合計は、日本の人口のおよそ93%を占めています。全国に813人の仲間がいるわけですが、そのうち10人前後の仲間が、脳梗塞や心筋梗塞などによって在職中に亡くなっています。市長の職に就くと、病院に行く時間がなく、突然死することも少なくありません。また、自宅に帰ったら奥さんが亡くなっていた方も昨年は2人おられました。奥さんご自分のご主人の疲れ果てた姿を毎日目の当たりにしていると、自分の話などできないとお考えになるのでしょうか。また、市長は議会を2回に亘って休むことはできません。例えば、9月議会の途中で入院して欠席したとすれば、12月議会の初日に欠席してしまうと、辞表を出さざるを得ないのです。市長職というのは、それくらい過酷な職業なんだと思います。

**八田** 市長をされたら、365日24時間市長でいなければならない訳ですよね。

**松浦** 私が大変お世話になった先輩で、お亡くなりになられたが、防府商工会議所の会頭をされていた澤田光穂さんから、私が市長に初当選した翌日くらいに「市長の任期は1日だよ」と言われました。日々が任期であり、今日朝起きたら市長、明日起きたら市長。私はそう言い聞かせてこの20年間7,300日以上を「今日1日、今日1日」と思い生きてきました。「石の上にも3年」と言いますが、この「石」は20年座っても少しも温かくなならない「針のむしろ」です。(笑)市長として、いろいろな会合に呼ばれてご挨拶をさせていただきますが、何事も今日が「これが最後」となります。市長を辞めれば、私が市長の立場で呼ばれることはなくなります。なので、すべての出来事が「これが最後」という気持ちで臨んでいます。このことは、すごい重圧を感じます。

八田 今のご発言は「一期一会」にも繋がり、また、私たち土地家屋調査士の業務も1件1件を「これが最後」という気持ちで臨まなければならないという意味からも、重いお言葉です。

山根 そうまでして熱い心で市長の職を全うされるのは、なぜですか。

松浦 先の戦争で、戦地で亡くなられた「兵隊さん」です。20歳前後で亡くなられた方も沢山おられます。私は75歳まで生かさせていただき、疲れて家に帰れば、部屋もあれば布団で寝ることもできますが、明日の命があるかわからない兵隊の皆さんは、夜は野営、朝起きても食事があるとは限らない状況でした。そのことを思えば、なんていうことはありません。私は父親が昭和13年まで内務省の役人だったことから、中国大陸で生まれました。そして、4歳の時に上海から引き揚げ船で帰ってきましたが、その時の記憶

はおぼろげながら残っています。私は104歳まで生きたいと思っています。そうすれば、敗戦から100年の日本の状況を、亡き御英霊の皆さんにご報告できるのです。

### おわりに

八田 時が経つのも早いもので予定時間となってしまいました。最後に、松浦市長からお言葉を戴ければと思います。

松浦 平成30年6月20日の任期満了を持ちまして、防府市長の職を退きますが、それ以降も必要とあれば、お話をいただければと思います。今後、協会の皆様の益々の発展とご多幸を祈念いたします。

八田 本日は、貴重なお時間をいただき、本当に有難うございました。

## 防府市データ

昭和11年8月25日 防府町、中関町、華城村、牟礼村の合併により「防府市」となる。(県内6番目)その後、近隣5村と合併し、現在に至る。

○総面積：189.37平方km

○人口：116,666人(平成29年12月31日現在 防府市ホームページより)

○世帯数：55,312世帯(平成29年12月31日現在 防府市ホームページより)

○市の木：サンゴジュ 市の花木：ウメ 市の花：サルビア

主要施設	特産品	「天神はも」
クリーンセンター(ごみ処理施設) 防府市公会堂 防府市地域交流センター 「アスピラート」 防府市サイクリングターミナル 防府競輪場 防府市青少年科学館ソラール 防府市スポーツセンター体育館 「ソルトアリーナ防府」 まちの駅「うめてらす」 山頭火ふるさと館	イベント	1月 鍋 - 1グランプリ 2月 防府天満宮節分祭 (牛替神事) 6月 阿弥陀寺あじさいまつり 7月 防府天満宮七夕まつり 11月 防府天満宮御神幸祭 (裸坊祭り、おんな神輿) 12月 笑い講

## 市長プロフィール(市ホームページより)

松浦 正人(まつうらまさと) 昭和17年9月10日生

### 経歴

昭和40年3月 早稲田大学第二政治経済学部経済学科卒業

昭和55年5月 防府市議会議員(1期)

昭和62年4月 山口県議会議員(3期)

平成10年6月 防府市長就任

平成14年6月 防府市長再任

平成18年6月 防府市長再任

平成21年3月 山口県市長会会長(平成23年3月まで)

平成22年6月 防府市長再任

平成25年5月 全国市長会中国支部長(平成26年5月まで)

平成26年6月 全国市長会副会長(平成27年6月まで)

平成26年6月 防府市長再任

平成27年2月 全国市長会まち・ひと・しごと創生対策特別委員会委員長(平成29年1月まで)

平成27年6月 全国市長会相談役(平成29年6月まで)

平成28年6月 全国市長会副会長(平成29年6月まで)

平成28年9月 全国市長会会長代理(平成29年6月まで)

平成29年6月 全国市長会会長

# 地積測量図の取扱いについて

土地家屋調査士（以下、「調査士」という。）が登記申請業務をするにあたって、「地積測量図」の作成が不可欠となります。地積測量図は、調査士が不動産登記規則（以下、「規則」という。）第73条から第75条、第77条及び第78条の規定に基づき、資料調査、地権者と筆界点の確認等を行い、それを基に測量して作成します。そして、地積測量図の作成者欄は、実際に調査・測量した者の氏名を記名押印することとなっています。これは、地積測量図の正確性を担保するために行う法律行為（規則第74条第2項）であり、調査・測量していない者の氏名を記名押印してはなりません。また、調査士以外の者が、業として他人の依頼を受けて、土地・建物に関する登記申請に必要な調査・測量を行い、地積測量図を作成することはできません。（土地家屋調査士法第68条第1項）

これらのことについて、山口地方法務局首席登記官が平成7年11月30日付文書「不動産表示登記事務取扱要領の適用について」別紙1、「嘱託登記事件の実態調査について」及び平成12年10月17日付登第330号文書によって、嘱託官公署に対して周知徹底をお願いしています。しかし、嘱託官公署による徹底が未だ十分されていないとして、平成19年10月15日付登第163号文書、平成23年12月14日付登第271号文書及び平成27年2月17日付登第186号文書により留意事項が示され、県内の全ての嘱託登記関係官公署の長に宛てて送付されています。

登 第 1 8 6 号  
平成27年2月17日

嘱託登記関係官公署の長 殿

山口地方法務局首席登記官

登記嘱託情報に添付する地積測量図の取扱いについて（要請）

（中略）

つきましては、特に下記事項について御留意いただき、嘱託官公署として適正な登記嘱託をされるよう、再度、貴所属職員への周知徹底方よろしくお願いします。

なお、本要請は、県内の全ての嘱託官公署に対して行っていることを申し添えます。

記

- 1 地積測量図には、その正確性を担保するため、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない（規則第73条第2項、第74条第2項）。
- 2 この作成者とは、その地積測量図に表示された土地について実際に調査・測量した者である（昭和61年9月29日民三第7272号民事局第三課長依命通知）。
- 3 測量士等が業として他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査・測量をすること及び地積測量図を作成することは、土地家屋調査士法第68条第1項の規定に抵触するものとされている（昭和57年9月27日民三第6010号民事局長回答）。
- 4 実際に調査・測量していない者が、作成者として地積測量図を提供したことが明らかになった場合は、申請に必要な地積測量図の提供がないものとして取り扱われる。

地積測量図の作成者として記名押印することは、その測量図の責任の所在を明示するためのものです。つまり、そのことは、調査・測量・地積測量図の作成のすべてにおいて、その個人が法的な（裁判上の）責任を負うことを意味します。万が一、その測量図に過失があり問題が表面化した場合には、作成者である個人に対して責任が問われます。調査士以外の者が業として行った場合は、土地家屋調査士法第68条第1項に違反し、刑事罰が科せられます。（懲役1年以下、または罰金100万円以下）

また、地積測量図は、登記が完了して以降、法務局に永久保管され、広く市民の閲覧に供されるものです。よって、地積測量図の作成者責任は、登記完了時から発生し、永続的に続きます。

以上のように、地積測量図の作成には非常に大きな責任を伴うことから、資格者である調査士が最も注意して業務を行わなければならないものの一つとなります。仮に、調査士が他人に調査・測量・地積測量図の作成を任せ、地積測量図の作成者として記名押印した場合には、土地家屋調査士法違反

での刑事罰の他、土地家屋調査士会からの除名、業務停止等の懲戒処分を科せられることとなります。

官公署担当者の皆様におかれましても、地積測量図の取扱いには十分ご留意されますよう、お願いいたします。

#### 土地家屋調査士A

依頼人から業務委託 → Aによる調査・測量 → 地積測量図にAの記名押印 …「○」

#### 土地家屋調査士B

依頼人から業務委託 → B以外による調査・測量 → 地積測量図にBの記名押印 …「×」

#### 官公署職員C

用地取得業務の発生 → Cによる調査・測量 → 地積測量図にCの記名押印 …「○」

#### 官公署職員D

用地取得業務の発生 → D以外による調査・測量 → 地積測量図にDの記名押印 …「×」

#### 非土地家屋調査士E

依頼人から業務委託 → Eによる調査・測量 → 地積測量図にEの記名押印 …「×」

#### 公嘱協会

官公署から業務委託 → 担当社員Fによる調査・測量 → 地積測量図にFの記名押印 …「○」

**(事例1)** 無資格で土地家屋調査士の業務を行っていたとして、札幌地検特別刑事部は14日、札幌市東区、測量設計事務所社長〇〇容疑者(65)を土地家屋調査士法違反の疑いで逮捕した。

発表によると、〇〇容疑者は昨年4月～今年6月、土地家屋調査士の資格がないにもかかわらず、札幌法務局白石出張所などで土地分筆などの不動産登記の申請手続きを行った疑い。

札幌土地家屋調査士会によると、〇〇容疑者が無資格で土地家屋調査士の業務をしていたことから、同調査士会が警告。従わなかったため、今月に入って同地検に告発していた。

土地家屋調査士は、依頼人の求めに応じて、不動産登記に必要な土地や家屋に関する調査や測量、申請手続きなどを行う国家資格。業務を行うには、日本土地家屋調査士会連合会に登録しなければならない。

(平成22年9月15日 読売新聞)

**(事例2)** 無資格で土地家屋の調査を行っていたとして、富士宮署と県警生活環境課は6日午前、土地家屋調査士法違反の疑いで、富士宮市内の測量会社社長ら3人を逮捕した。同法違反容疑による摘発は全国初という。

逮捕されたのは富士宮市朝日町、測量会社社長(72)と同市大中里、同社社員(45)、同市万野原新田、同(31)の3容疑者。いずれも大筋で容疑を認めているという。

調べでは、容疑者らは昨年1月19日ごろ、土地家屋調査士の資格がないのに、同市内の土地分譲地の不動産表示登記に必要な土地境界線の確定の調査を行った疑い。少なくとも16年春ごろから40回以上、同様の行為を繰り返していたとみられる。

土地家屋調査士は不動産の表示に必要な土地や家屋の調査、測量、申請手続きなどを行う資格。容疑者らは登記に必要な有資格者の押印を同市内の実在の土地家屋調査士に依頼していた。同署はこの調査士からも事情を聴く方針。

(平成18年11月9日 静岡新聞)

富士宮市内の測量会社社長ら3人が無資格で土地家屋調査を行っていた事件で、富士宮署と県警生活環境課は21日午前、土地家屋調査士法違反の疑いで富士宮市、土地家屋調査士〇〇容疑者(56)を逮捕した。〇〇容疑者は容疑を認めているという。

調べでは、〇〇容疑者は昨年1月と4月、土地家屋調査士の資格がない測量会社社長ら3人＝いずれも同法違反で逮捕＝と共謀し、富士宮市と富士市の土地分譲地で不動産表示の登記に必要な境界調査を行った疑い。

(平成18年11月21日 静岡新聞 夕刊)

## 当協会主催研修会のお知らせ

開催日：平成 30 年 5 月 11 日（金）

場所：（公財）山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター 第 1 研修室  
（山口市吉敷下東三丁目 1 番 1 号）

第 1 部：（10：00～12：00）

講演「迅速な災害復旧のために」

講師 望月繁和氏

（全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 副会長）

第 2 部：（13：30～16：30）

講演「公共財産と登記」

講師 首藤重幸氏

（早稲田大学法学学術院 教授）

主催：公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
共催：中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

※研修会に関するお問い合わせは、当協会事務局までお願いいたします。

## ご相談窓口：協会の地区別連絡先

地区	管轄地区	上段：地区長 下段：嘱託登記アドバイザー	地区長事務所・地区事務所
岩国	山口地方法務局 岩国支局管轄内	尾崎 友浩 田村 直久	〒740-0017 岩国市今津町 1 丁目 8 番 23 号 TEL 0827-69-2375 FAX 0827-69-2376
柳井	山口地方法務局 柳井出張所管轄内	平井 敏生 渋瀬 清治	〒742-2106 大島郡周防大島町大字小松 1553-2 TEL 0820-74-2365 FAX 0820-74-4521
周南	山口地方法務局 周南支局管轄内	富永 弘 林 弘	〒745-0621 周南市大字櫛ヶ浜 153 番地 TEL 0834-25-0125 FAX 0834-25-0171
防府	山口地方法務局 山口本局管轄のうち防府市	林 俊男 松田 光則	〒747-0811 防府市車塚町 8-18 TEL 0835-22-1425 FAX 0835-22-4555
山口	山口地方法務局 山口本局管轄のうち山口市	山根 克彦 渡邊 英雅	〒753-0036 山口市円政寺町 1 番 6 号 TEL 083-924-3618 FAX 083-924-3745
萩	山口地方法務局 萩支局管轄内	古江 直樹 岡村 匠	〒758-0041 萩市大字江向 593 番地 1 TEL 0838-21-7098 FAX 0838-21-7099
宇部	山口地方法務局 宇部支局管轄内	藤本 精二 高杉千河生	〒759-0206 宇部市大字東須恵 2381 番地 1 TEL 0836-45-2033 FAX 0836-45-2040
下関	山口地方法務局 下関支局管轄内	山田 篤志 清水 浩二	〒751-0808 下関市一の宮本町 2 丁目 8 番 33 号 TEL 083-263-0210 FAX 083-263-0211
		地区事務所 事務員：水本親子	〒750-0007 下関市赤間町 9-8 山一ビル 2 F TEL 083-234-5401 FAX 083-234-5402

### ■お気軽にご相談下さい。

公益社団法人  
山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒753-0042  
山口市惣太夫町 2 番 2 号  
TEL 083-923-5115 FAX 083-923-5165  
ホームページ：<http://yamaguchi-kousyoku.com/>